ビジネスと を巡る立法措置

国際的潮流

―様々な立法アプローチの整理と展望

森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士 梅津英明

ひであき

単純化している点をご容赦いただきたい)。 単純化している点をご容赦いただきたい)。 単純化しているに苦慮している。他方で、「立法・されずに混然一体となっている。他方で、「立法・されずに混然一体となって人権課題として発されずに混然一体となって人権課題として発されずに混然一体となって人権課題として発い、対応に苦慮している企業も多いと思われる。そこで、本稿では、各立法措置の背景・されずに混然一体となって人権課題として発いしている。そこで、本稿では、各立法措置の背景・されずに混然一体となって人権課題として発される。そこで、本稿では、各立法措置の背景・される。そこで、本稿では、各立法措置の背景・される。そこで、本稿では、各立法措置のは、対応に苦慮している企業も多いと思われる。そこで、本稿では、各立法措置のに対応できない)。

様々な立法のアプローチ

理して理解をしておく必要性は高い。

いこともあるが、企業への影響は大きく、

各国で見られる立法措置に関しては、いく

ジネスと人権」を巡る立法措置と分類されなど、保険の方)。通商アプローチは、一般に「ビガ立等の国際通商・政治的対立等を背景といれる法措置(便宜的に「伝統的アプローチ」)と、米井置(便宜的に「伝統的アプローチ」)と、米井置(便宜的に「伝統的アプローチ」)と、米井置(便宜的に「伝統的アプローチ」)と、米井であるのに対し(図の左)、通商アプローチ」)とが混在している状況にある。伝統的アプローチは、企業の人権課題全般の取り組みを促した立法措置(便宜的に「伝統的アプローチ」)と、米井で、企業の人権課題全般の取り組みを促した立法措置(便宜的に「伝統的アプローチと通商アプローチ」)と、米井で、企業の国際通商・政治的対立等を背景とのであるのに対して、一般に関する指導原のであるのに対して、一般に関する指導を表して、一般に関する。

主な違いは法的拘束力の差2ソフトローとハードロー

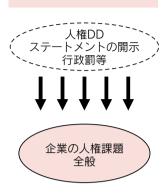
ックス」)の重要性も指摘されている。 ソフト 主な違いは法的拘束力の差である。ソフト 自身に カボに適用できるといった良い面もある一方 わずに適用できるといった良い面もある一方 わずに適用できるといった良い面もある一方 も長期間を要する等のデメリットも指摘される。これらハードローとソフトローを適切に も長期間を要する等のデメリットも指摘されている。 ソフト 主な違いは法的拘束力の差である。ソフト 主な違いは法的拘束力の差である。ソフト

(3)開示規制と行為規制

行為規制的な類型がある。 ジェンス(DD)の実施自体を直接義務付けるす開示規制的な類型と、人権デュー・ディリ開示させることにより間接的に取り組みを促開示させることにより間接的に取り組みを

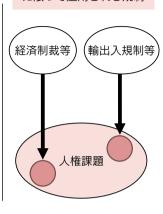
伝統的アプローチ

企業における人権課題全般の 取り組みを促す意図の規制



通商アプローチ

特定の局所的な人権課題 に限って適用される規制



声明の開示を毎年義務付けるものであり、 体を義務付ける。また、2022年2月23日 5年施行の英国現代奴隷法である。これは、 きが強まった。 その後は特に欧州を中心にハードロー化の動 童労働DD法(2022年施行見込み)、 付ける流れも強まっており、 奴隷法(策定中)等、 州現代奴隷法(2019年施行)、 本企業にも大きな影響が及んだ。 ディリジェンス指令案等も人権DD自体を義 に公表されたEUの企業持続可能性デュー・ 込み)等は、 ツのサプライチェーン法(2023年施行見 注意義務法(2017年施行)、 ソフトローによる取り組みが進んできたが、 **務付けるものである。** 定の企業に対して人権の取り組みに関する 他方で、 011年の指導原則の採択以降、 開示に限らず人権DD自体を義務 一定の企業に人権DDの実施自 開示規制の例の1つが201 同種の立法も続いている。 フランスの企業 オランダの児 カナダ現代 その後も豪 ドイ 日

制が挙げられ、当該技術が人権侵害に使われ次に、通商アプローチとしては、米国ウイグル強制労働防止法(2021年12月成立・ グル強制労働防止法(2021年12月成立・ 方をまといい。 企業側で強制労働がないことの証明ができない限り原則輸入禁止になる等、の証明ができない限り原則輸入禁止になる等、の証明ができない限り原則輸入禁止になる等、の証明ができない限りの関係を選出しては、米国ウインに、通商アプローチとしては、米国ウインに、通商アプローチとしては、米国ウインに、通信を表しては、第二の代表例で

なお、日本ではまだ「ビジネスと人権」関をお、日本ではまだ「ビジネスと人権」関連の法律はないが、2022年2月15日の萩生田光一経済産業大臣の記者会見では「将来的な法律の策定可能性も含めて、関係府省庁とともにさらなる政策対応について検討」するとされており、法制化の動きが出る可能性もある。

(4)

通商アプローチには、輸入規制と輸出規制

疑いがある場合等の輸入を規制するような輸

原産品に人権侵害の

からハー

۴

1

へ、また②開示規制から行為

という流れが強まっている。

課題が問題となるのに対し、

後者は顧客側に

それぞれ異な

前者はサプライチェーンの上流における人権術等の輸出を規制するような輸出規制がある。入規制と、人権侵害に使われる恐れのある技

おける人権課題が問題となり、

る場所で起きている人権課題であることを意

して取り組む必要がある。

「の主要な立法措置

の

)潮流

伝統的アプローチでは①ソフトロ

企業に求められる姿勢今後の立法措置の展望と

予想される。

一次のようなハードロー化や行為規制化の動きは今後も続くと思われ、また中国に限らずのかが、日本企業にとっては、次々と生じる立法対応に追われ続けるようになることもる立法対応に追われ続けるようになることものようなハードロー化や行為規制化の動このようなハードロー化や行為規制化の動

組みを進めておくことが、 的な法律遵守に留まらず、自社事業のどこに ける取り組みこそが重要であり、単なる形式 そのため、企業としては、立法対応に追われて という本来の目的を見失い、 れると、「自社の企業活動における人権尊重 いう面でも最も効果的であるように思われる。 人権課題があり「どうすればそれが解決する 本来の目的を見失うことになる前の平時にお えすればよい」ということにも陥りかねない 言うまでもないが、目先の対応ばかりに追わ この点、法令遵守自体が重要であることは か」という本質的な発想で平時からの 翻 法律を「遵守さ って新法対応と